

〔問〕

昭和50年度（問題）

次のA、BおよびCのいずれか一つを選んで解答せよ。

- A-1. 予定利率変更の生命保険会社の経営に及ぼす影響について記せ。
2. 解約返戻金の決定について、その一般的方法を述べるとともに、現行の解約返戻金は今後如何なる方向で改正すべきか意見を述べよ。
3. 2問中1問選択
- 3-1. 配当準備金に関する法人税法上の取扱について所見を述べよ。
- 3-2. 産業組合から始まる農協の共済の発展過程について概説せよ。
- B-1. 適格退職年金の関係法令と承認基準について、企業年金制度育成の見地から所見を述べよ。
2. 厚生年金基金の財政決算と再計算のあり方について所見を述べよ。
3. 勤労者財産形成給付金制度（通称「第二財形」）について、その概要を記し、企業年金制度その他企業内福祉制度の中において、各制度の相互関連における位置づけを行なえ。
- C-1. 「損害保険はインフレに強い」という見方があるが、その当否について所見を述べ、あわせてアクチュアリアルな観点からインフレーションに対処するうえでの重要事項を記せ。
2. 損害保険料のうち付加保険料は、原則的には純保険料に対し一定の割合で賦課されているが、このことに関する問題点について、合理性、公平性、実用性その他の見地から意見を述べよ。
3. 損害保険において、本来、消費者保護はいかにあるべきかについて所見を述べよ。

昭和 50 年度 (解答)

A-1

一口に予定利率といっても、保険料算出上のものと責任準備金評価上のものがあるが、我が国の現状から見て双方同一を前提して取り扱ってよい。また、予定利率の変更はその引上げと引下げとの双方の問題があるが何れの方でも一方だけについて述べれば足りると考えて出題したが、凡ての答案が up-to-date なトピックとなっているので引上げについて論じていた。

本題は、予定利率の変更の影響が及ぶ生命保険会社経営上の諸項目を定められた時間内で出来るだけ多く列挙し、それについてアクチュアリアルな角度から簡明なコメントを行なえばよいのであるが、その項目の選定に当たっては、剰余金分析に現われる諸項目を想起するのがアクチュアリーとしては自然である。従って次の諸項目をそのまま、あるいはより細分化して掲記するのが至当である。

1. 収 支
2. 契約量に関する事項
3. 資産および運用に関する事項
4. 死亡率に関連する事項
5. 事業費に関連する事項
6. 配当に関連する事項
7. その他 (例えば、税金、消費者運動等に関連する事項)

ただし、本題では、上記項目中 4.死亡率に関連する事項については、生命年金事業が主たる事業とはなっていない我国の現状から見て、これを掲記するのは却って不適切であろう。

A-2

(解答例)

(1) 解約返戻金の決定に関しては、種々議論のあるところであるが、大方の決定方法は責任準備金を基準として採られる。解約は会社に種々の不利をもたらすので、責任準備金からある控除を行なってこれを決定する。控除すべき理由として次のことが挙げられる。

- 1) 新契約費の一部は将来の保険料で償却する計画となっている。
- 2) 解約により逆選択が行なわれる。
- 3) 解約は経費率を増加せしめる。
- 4) 解約は被保険者数を減少せしめる結果、数学的危険を増加せしめる。
- 5) 解約は責任準備金の投資を不利ならしめる。

よって、上記の控除理由を考慮するとき、責任準備金 (Net Premium Basis) より控除すべき値の一般式は、

$$C_1(\alpha) + C_2(S) + C_3({}_tV) \text{ で示される。}$$

(2) 現行の解約返戻金は、一般に次式によって定められている。(昭和51年2月末現在)

$$V^{(Net)} - \frac{10-t}{10} \alpha' - C_t \quad \begin{array}{l} \text{ここに } \alpha' \text{ はチルメル歩合} \\ C_t \text{ は対養老 } S \text{ } 10\% \frac{10-t}{10} \end{array}$$

控除の第1項は初年度経費の未償却分相当額であり、第2項は保険金関連の控除額である。これら控除額は、契約の初期においてはかなりの高い額に達するので、払込額に対して、経過年数の浅い時点では著しく少額となって契約者からの理解が容易に得られない。これらできるだけ軽減することが望ましいのは勿論であるが、 $V^{(Net)} - \frac{10-t}{10} \alpha'$ は将来の動向も見通したうえ、Asset Share によって検証し、 C_t については(1)の2)～5)に述べた原則に現実を考慮して、その方法ならびに値を定めることにより、解約返戻金の改正をより合理的な方向で行なうべきと考える。(具体的内容については、それぞれの考えのもとに理由を付して記す。)

1-3-1

現在、生命保険会社では契約者に対して配当金を支払い利益配当付保険を販売している。その結果、決算時の剰余金は大部分（90%以上）が配当の財源として配当準備金に繰り入れられることになる。配当準備金は、配当金として保険料の割戻し（精算）の財源にあてるための引当額であるから、その繰入額は本来損金性があるが、法人税法上は一定の繰入限度を設け、その限度以内の金額を毎事業年度の損金（課税所得としない）として扱われることになっている。即ち、

○前期配当準備金繰入額が繰入限度を超える場合 ① + ②

○前期配当準備金繰入額が繰入限度を下まわる場合 ① + ③

ここに、

$$\text{①} = (\text{普通保険翌期配当所要額} + \text{普通保険翌々期配当所要額}) \times \frac{1}{2} \\ + (\text{団体保険翌期配当所要額})$$

$$\text{②} = (\text{普通保険翌期配当所要額} - \text{前期計算普通保険翌々期配当所要額}) \times \frac{1}{2} \\ + (\text{団体保険当期配当実績額} - \text{前期計算団体保険翌期配当所要額})$$

$$\text{③} = (\text{普通保険翌期配当所要額}) \times \frac{1}{2} - (\text{前事業年度の普通保険にかかる契約者配当準備金繰入額} - \text{前期計算普通保険翌期配当所要額} \times \frac{1}{2}) + (\text{団体保険当期配当実績額} - \text{前期計算団体保険翌期配当所要額})$$

上記算式中①は配当準備金繰入限度額の本質的な部分で②、③は増配、継続率、支払実績の差異による前期計算所要額の修正部分である。

この配当準備金繰入限度額計算は普通保険については3年目配当を前提としているが、2年目配当保険、特別配当（μ配当）の出現により厳密には上記算式は適用し難い面が出てきている。また、配当準備金には配当備金、積立配当利子を含み、いずれも法人税法上は損金となっている。一方、20年代契約の特別配当に対するベスティングは性質的には配当準備金の色彩が濃い、責任準備金として処理されている。

このように、配当準備金は限度額の計算が複雑であること、また、純保達成までの生命保険会社はまず、責準の充実、その無税の引当金等内部留保の充実をはかる必要があり、配当準備金の税法限度を超える積立は殆んどなかったこと、さらに、一部の会社を除いて課税所得も低く法人税問題は切実な議論とならなかった。ところが、石油ショック以降経済活動の停滞によ

る税収入の落ち込みをカバーすべく増税の目が生命保険会社に向けられ、うちでもボリュームの大きい配当準備金が注目されてきた。

その結果、次の2点が主として、税務当局から改正すべく主張されている。

第一点は繰入限度額の計算方式を前述した翌期と翌々期の和半から翌期基準に改正することであり、また、毎期の洗替えることにより税法上たまり分を生じさせないように工夫されている。即ち、

① 繰入額の損金算入限度（当期損金算入）

剰余金から繰入額のうち次の金額とする。

普通保険翌期所要額＋団体保険翌期所要額

② 期末洗替による益金算入（翌期益金算入）

①の金額、但し据置、未払の額を控除する。

ということである。この②の期末洗替による益金算入額は配当の支払に伴なり配当準備金の取崩額と直接関係なく税法上は益金に算入される。したがって当期の支払配当（＝取崩額）が②の金額より低い場合は、その低い額は税法上所得に加算されるから税法上は「たまり」が生じないことになる。（説明の便宜上据置、未払配当の繰入利息を考慮外とした。）なお、上記繰入限度額の算式では、3年目配当の普通保険にあたっては翌々期が考慮されず不利な改正（翌々期 $\frac{1}{2}$ －翌期 $\frac{1}{2}$ の差額）となっている。

第二点は経過措置として既に配当準備金中に繰り入れられたが、配当金として払われることなく残っている部分に対する「たまり」について10年間（初年度3.9%、1年ごとに10年間逡増して最終年度19.8%）で課税しようとするものである。

これらの動きに対して第一点の限度計算の変更については、大半が、3年目配当が主流を占めている現在、事業年度末に評価される剰余金を社員配当準備金に繰り入れる際には3年目配当での対応期間の原則に基づき現行「翌期、翌々期の和半方式」が好ましく、保険計理上も理論的にこれが正しいと考える。

第2点の「たまり課税」については、配当準備金の平衡準備金（安定配当の財源）的性格を説明するとともに、「たまり」の定義を明確にせねばならない。しかし、繰入限度計算時に継続率の設定次第で過剰に損金処理が可能で、「一度配当準備金に繰り入れると団体保険の様な修正の道」がなくどんどん集積していく方法に甘んじていた点は反省せねばならない。

以上のような法人税法上の動きに対して、我々はこの際、配当準備金関係については全体を見直し、繰入限度額の計算（2年目配当、特別配当を含む）、割当済未支払額の管理、積立配当に対する付与利子について理論的バランスをとって整備せねばならない。

- 3 - 2

次の事柄に触れて記述すればよい。

- (1) 産組法公布（明治33年）当時は、産業組合は、保険又は共済は認められず、信用事業を中心に主に農村に普及発達。
- (2) ドイツ協同組合の保険興隆期の状況に刺激され、大正13年に全国産組大会で全国各地から出された「産組による生命保険及び火災保険要望書」が可決された。
- (3) 昭和14年、産組中央会による3保険会社（大正生命、日本教育生命、新日本火災保険株式会社）の買収が反産運動にあり挫折。
- (4) 昭和17年、産組関係者個人名義で2保険会社（大東、大福火災保険会社）の株式取得、両者合併して共栄火災保険会社と改名。
- (5) 昭和22年、農業協同組合法の成立により共済事業が漸く認められる。

(解答のポイント)

B-1

この問題（および他の経営問題にも同様に）に対処するには、

まず、関係法令ならびに承認基準の現状ならびに変遷について正確な知識をもっており、

次に、所管官庁におけるこれらの運用の実情についての認識があり、また、企業および従業員退職制度の実態ならびにその求めているものについての認識があり、

したがって、問題意識を保有していることが必要である。

問題解決策を論述するに当っては、勿論通説的な対応の仕方もあるが、論者の主張が論理的に展開されるならば、必ずしも通説によることはない。

わが国の適格退職年金税制の骨組は、

- ① 適格退職年金契約に基づき事業主の拠出する掛金は全額損金または必要経費算入が認められる。（法人税法施行令第136条、所得税法施行令第70条第2項）
- ② 適格退職年金契約に基づき事業主の拠出した掛金は従業員の給与所得の収入金額のうちに含まれない。（所得税法施行令第70条第1項第2号）
- ③ 適格退職年金契約に基づき拠出された掛金（従業員負担分を含む）から生じる運用収益についても従業員の給与所得金額のうちに含まれない。（所得税法第13条第1項ただし書き）
- ④ 適格退職年金契約に基づき拠出した掛金（従業員負担分を除く）およびその収益（従業員負担分の収益を含む）については通常の課税は行なわれず、特別の法人税が課税される。（法人税法第8条、同法第12条第2項、同法第87条）
- ⑤ 適格退職年金契約に基づき支給される年金または一時金はそれぞれ給与所得または退職所得として課税される。（所得税法第29条第2号、同法第31条第2号）
- ⑥ 適格退職年金契約に基づき拠出する掛金のうち従業員負担分は、従業員の所得金額を計算するさいに、生命保険料控除を受けることができる。（所得税法第76条）

のとおりであるが、これらは言うまでもなく税法に規定されている。出題は、解答でこれを列挙することを求めているが、勿論これについては完全な理解が必要であり、自分で法令をひもといて身につけておく必要がある。

まず、ここで年金法令が税法に根拠をおくことに疑問を投げかけた意見がみられた。その論拠としてたとえば、

⑦ そもそも税法は企業年金制度育成の基たりえない。これは労働法あるいは社会保障法の分野であるとするもの。

④ 中小企業向けの適格退職年金制度、大企業向けの厚生年金基金制度およびその他企業内留保年金制度間でバランスに欠ける。

などが挙げられていたが、⑦における場合、税法は制度育成に不適当なものと短絡するように論じては、現実には税制の果している、あるいは果しうる機能を過少評価するものであろう。現在の適格年金税制が税制の整備に端緒を発していることから不十分さが残っていることを認識して、改善を求めることはできるように考えられる。しかし更に数歩を進めるために、企業年金法のごときものがたとえ米国におけるようにいずれ将来必要となることを論ずる立場は出てこよう。④のバランス論に対しては中小企業と大企業の格差問題としては十分首肯しうるところがあるものの、すべての制度がみな同質でなければならぬとする論法になれば問題も残る。場合によっては一部認可又は一部損金算入のシステムを主張することは検討に値しないだろうか。わが国の税制が all or nothing のスタイルなのは著しく弾力性に欠けるものになっていよう。

なお、特別法人税というわが国独得の税制のため、適格性を与えられるのは退職年金制度というよりも退職年金契約であり、申請者が企業ではなく信託銀行又は生命保険会社である点が年金制度を今1つ企業側からみて馴染みにくいものにしてしている所以でなからうか。この点にふれた解答は見当らなかつたが。

前記の税制の骨組に対しては、①～③について特に論じたものはなかつた。①の全額損金又は必要経費算入が年金制度の認可基準との関係において必ずもっとも好ましいかどうか疑問の余地があるにはあるのだが。たとえば企業内制度をすべて適格の枠内におし込むには無理があるとすれば、1つの年金制度の中に適格部分と非適格部分とを併存させ、適格部分は全額損金に、非適格部分は引当金なみにたとえば半額損金ということはいかがか。この場合、支払時に調整が必要にならうけれども。またPSL掛金を限度以上拠出することを認め、しかし超過分は課税し、翌年にキャリーオーバーする道をあけるなども有効な方法ではなからうか。

④～⑥については、それぞれ多くの答案において述べていた。即ち、④については特別法人税の軽減または撤廃、⑤についてはたとえば年金所得の創設などによる年金課税の軽減、⑥についても従業員拠出分のたとえば社会保険料並扱による所得控除など比較的常識的な所見を述べたものが多かった。

特別法人税の軽減撤廃の論拠としては、特別法人税が遅延利子税的性格をもっていることから、適格年金税制の“整備から優遇への前進”が必要となることがはっきり認識される必要がある。

その上で厚生年金基金制度とのバランス論がひき合いに出されてくるべきである。なお、1%の利率が積立方式をとる年金財政において重要な意味をもつことを指摘したものがあつたが、アクチュアリーとして妥当な指摘であろう。

年金の課税軽減は受けのよい要求であるが、論理構成をしっかりとただまけてくれ式のものに情するおそれがある。給与所得では何故不都合なのか、年金所得とすれば課税軽減がどのように実現できるのか、社会保障給付に準じた年金控除は何故必要か、高齢者の所得実態はどうなのか、現行では退職年金より退職一時金の方が有利だという考え方があるが、とすればどうすれば良いのか、等々論点を整理して迫力ある論理展開が必要となる。

従業員掛金の所得控除問題には従業員掛金の性格づけと、これが単なる高所得者優遇策にならないような論理づけが必要となる。

いずれにせよ、事前外部積立の年金制度は発展の可否が税の優遇措置に依存する宿命をもち、それを当事者以外の人々にも納得せしめる論理展開がほしいところである。

適格退職年金契約の要件（法人税法施行令第159条）については、年金制度面の基準をなすものだけに多くの論点がある。これらは、第1号要件（給付の種類）、第2号要件（契約の当事者と目的）、第3号要件（加入者の範囲）、第4号要件（適正な年金数理）、第5号要件（通常掛金）、第6号要件（PSLの償却）、第7号要件（超過留保額の処分）、第8号要件（要留保額の返還禁止）、第9号要件（解約金の帰属）、第10号要件（不当差別禁止）第11号要件（有利貸付禁止と運用制限）、第12号要件（契約の継続可能性）のとおりであるが、この意義内容については十二分な認識が不可欠である。適格年金の承認基準はこの適格要件を基礎として国税庁当局が定めた承認事務運営要領、同細目、申請手続、自主審査要領ならびに質疑応答事例集より成り立っている。

ここで認可要件に対する問題点は要件そのものに対するものと、それに基づく承認事務の実情に対するものがある。前者に属する例としては、たとえば、

第4号要件が基礎率をあまりにも狭義に限定する形となっており、たとえば予定利率を低く定めてスライド年金に対応する1つの方法の道をふさいでいるとか、予定死亡率、予定昇給率、予定脱退率がその算定の時の現状にしばられて、定型基礎率採用が困難になっていること。

第5号要件が財政方式について述べているのなら、解釈の仕方によってどうともとれ、不十分なこと。

第6号要件は、PSLの償却方法と期間に弾力的な運用を求めるとすれば、きびしすぎること。

第7号要件は、特にスライド年金の実施など給付充実の観点にたてば、不要とも考えられること。

第8号要件中、ハについては現状取扱いの可否は別として、引受割合の観念は必要か。など論じることができよう。

後者のケースは殆ど第10号要件にからんで発生しているようである。ここではいつも“特定の”とか“不当に”とかいうことが、解釈の余地が大きいだけに企業実態により異なる労働条件に適合しない指導が生じやすく、承認基準が弾力的か硬直的か、ケースバイケースでキメ細かいか画一的か、企業寄りか従業員寄りか、税制的か社会政策的か、規範的か労働協約委任的か、など種々論ずべき観点があるろう。

承認基準以下については、論ずれば殆どすべてについて論点は存在しよう。ここでは、これらについて個別に論じることにはしないが、答案には各自重要と思われるもの2、3を採りあげて論ずる用意が必要であろう。

これらの他に言及されるべきものとしては、たとえば、

適格年金に人数制限があるのは妥当であろうか。

厚生年金との統合（コーディネーション）をどう考えるべきか。

アクチュアリー資格、権限賦与についてはどうか。

などがあるろう。

B-2

厚生年金基金の財政決算と再計算については、その原則が厚生年金基金令ならびに厚生年金基金規則に規定され、更にその細則は各種通知ならびに行政指導に委ねられている。

現行取扱は、決算については基金令第7節財務及び会計、基金規則第7節財務及び会計および決算通達において大要次のように定められている。

- ① 決算は毎事業年度末に、つまり毎年、貸借対照表、損益計算書および業務報告書を作成して行なうこと。
- ② 年金経理の超過運用収益の一部を業務経理へ繰り入れることができること。
- ③ 年金経理の決算剰余（不足）金は処分せず積立てまたは繰越すこと。
- ④ 責任準備金は将来法によること。
- ⑤ 責任準備金の計算基礎率は掛金率計算の予定基礎率によること。

⑥ 新規加入者については、年齢は掛金率計算の基礎によるものとし、人数、給与は実績値に置換して算出した数値とすること。

⑦ 毎年、予算を作成して認可を受けること。

また、再計算については、基金令第33条（掛金の額の算定方法）、基金規則第32条（掛金の計算に関する基準）、再計算通達および行政指導において、大要次のように定められている。

①¹ 再計算は5年（最初は3年）ごとに行なうこと。

②¹ 予定利率は5.5%、予定死亡率は厚生大臣の定める率によること。

③¹ 予定脱退率、予定昇給率および加入年齢は実績に基礎をおくこと。

④¹ 過去勤務債務の償却は、事情に応じて取扱方法は必ずしも画一的ではないが、期間の延長、掛金率の引下げは回避的であること。

⑤¹ 安全率には相当の考慮が要請されること。

⑥¹ 最低責任準備金は年金現価方式によること。

これらの取扱方法について、問題点を摘記すれば次のような点が挙げられよう。

①² 予算と決算の方式が、特に責任準備金に関して異なっており、これが予算剰余金と決算剰余金とに単に額の大小にとどまらない質的相違をもたらし、加入員をはじめとする関係者の理解が得にくいこと。

②² 決算と再計算とで、決算は剰余計上、再計算は掛金引上などの相反現象がしばしば見られて、決算の年金財政の健全性検証機能が十分果たされておらず、場合によっては不信感につながるおそれなしとしないこと。

③² 掛金率の引上げ傾向がつつき、基金設立母体企業が年金財政に疑義をいだく場合があること。

④² 最低責任準備金が、免除保険料と直接関連がなく、相当の上乗せ掛金をしてもなお不足が生じるケースが生じるのは問題がないかどうか。逆の場合も同様であるが。

⑤² 超過運用収益の事務費繰り入れは、剰余（不足）金処分の考え方との関連において、または関連なしに、妥当なものか否か。

⑥² 決算、再計算いずれも細部までその取扱方法が定められており、アクチュアリーの場合バイケースでの合理的判断の余地が殆どないのはよいかどうか。

これらの問題点、および特にここに挙げていない諸点も含めて、についての所見は必ずしも一通りではないはずである。したがって、答案にもこうでなければならぬというものはないが、いずれの場合でも論点がよく整理されていて、それを読む者に立場の相違の有無を超えて成程

と思わせるものがほしい。ここでは、そのさいのポイント等を挙げるにとどめる。また、当然ながらこれらがすべてではない。

予算と決算の相関の希薄さについては、

- (i) 長期計算による年金財政に単年度計算はなじみにくいものであり、予算は本来不要ではないか。
 - (ii) 年金財政の収支は規約に従って執行されるので、いわゆる予算の執行という面はないので不必要ではないか。
 - (iii) 予算の編成手続の煩瑣に比較して、その効用意義は薄いので、廃止もしくは簡素化をはかるときではないか。
 - (iv) 予算と決算とで方法論が異なるならば、いずれか合理的な方法に合わせても公法人として当然に両方とも実施すべきではないか。
 - (v) 予算編成には多少の事務負担はかかるとしても、基金財政に対する加入員の理解を得る機会として積極的に利用すべきではないか。
- などがある。

決算と再計算の相反現象については、

- (i) 長期計算による年金財政にとって、数理的には単年度決算は不必要ではないか。少なくとも健全性検証の役割をになうことができないのであれば。
- (ii) 責任準備金の概念が、会計的決算になじむものかどうか再検討の要はないか。将来法に対して過去法の概念があり、この間の斉合が得られるものでなければ資産対応をさせるためには不十分なのではないか。
- (iii) 責任準備金の計算方法に不備があるのではないか。掛金率計算基礎率の実績主義の当否は問わないとすれば、責任準備金についても同様の手法が必要なのではないか。
- (iv) 責任準備金を介して剰余(不足)金を計上する決算が不適當であり、財政の検証機能には期待できないので、収支の確定および事業報告など会計的な締めくくりにとどめるべきではないか。なお、給付準備金の新設はこの目的に十分沿ったものといえようか。
- (v) 責任準備金について不備があればそれは改めるとしても、財政状態の検証は必要であり、最善をつくして関係者の理解を求めるときではないか。
- (vi) 決算は廃止または大幅に簡素化して、そのかわり再計算を毎3年程度ごとく実施する方がより効果的的实际的ではないか。
- (vii) 再計算のつど、掛金率計算の基礎率を実績主義に基づいて入れ替えることがかえって不

要な完全主義あるいは画一主義ではないか。

(vii) 決算にせよ、再計算にせよ一律に3月末に行なう必要があるだろうか。本来の機能からすれば設立応当日とするなど年間分散を図れば、受託機関からよりキメの細かい分析が期待できるのではないか。

などであろう。

掛金率の上昇傾向については、

(i) 年齢分布の高齢化と給与水準の上昇に基づく構造的なものであって止むを得ないものであり、本体の保険料同様のベースつまり免除保険料に反映されるかぎり基金運営上支障は来たささないのではないか。

(ii) 掛金率の上昇は止むを得ないものであるが、問題は年金財政のそのような性質をあらかじめ加入員および企業に知らしめていないところにあるのではないか。

(iii) 掛金率の計算にさいして基礎率、財政方式を十分に吟味検討すれば現在いわれている程度の上昇は避けられるのではないか。

(iv) 上記(iii)を妨げているものは、1つには行政府の過度の画一主義、1つには受託機関のいわゆるセールス競争、いずれの場合にも真の意味のアクチュアリー不在が原因ではないか。

などであろう。

最低責任準備金については、現行方式に決定されるまでに種々の方式に対して様々の議論がなされたが、免除保険料が変化していく過程、即ち、24%から26%、28%、30%への過程が、これは主として死亡率と年齢構造を反映しているものであるとされようが、一方にありながら、これとは別に予定死亡率のみリンクする年金現価によるものが採用されたところに数理的不備を感じせしめられる点なしとしない。もっともこの点を指摘した答案は全くなかったが。

いわゆる利益差の返還については、

(i) 本来、予定基礎率はバラバラのものではなく、予定利率以外他の基礎率には安全度は殆ど見込まれていない点、また予定昇給率と予定利率は対として考えるとした場合予定昇給率にベアを見込んでいないことなどから、利差益だけを別個のものとして扱うのは不合理ではないか。

(ii) 全体として剰余金が計上されている場合でも、これは責任準備金の計算過程から明らかのように見せかけたにすぎないから、これを条件にして利差益を流用することは妥当性を欠かないか。

- (iii) 利差益は年度によって計上のブレが生ずるから、経常費に充てるのはまずいのではないか。
- (iv) 利差益を使用する場合、その全額ではなく更にその一部に限定すれば、基金もそれによ
ることなく財政上も問題はないのではないか。
- (v) 基金の運営上事務費は不可欠のものであり、掛金によるか利差益によるかは加入員、企業
の最終負担には差違は生じないはずだから、利差益の事務費充当は制限的に考える必要はな
いのではないか。

などであろう。

上述のように、基金の決算、再計算のあり方には種々問題もあるが、アクチュアリーがその
本来の機能を果たしていないところに起因するものが多いように思われる。この場合

- (i) 取扱方法を細部にまで標準化して、誰がやっても input が同じならば結果 (output) も同
じになるのが合理的か。
- (ii) 取扱方法を自由化して、ケースバイケースの判断をアクチュアリー職業上の能力にまっ
か。

いずれを是とするかで意見の分かれるところであろう。

B-3

1 概 要

法令による一定の要件を満たした「勤労者財産形成給付金契約」に基づいて、事業主が定期
的に拠出を行ない、原則として7年経過後、その元利合計額を財形給付金として勤労者に給付
する制度である。事業主の拠出金、勤労者が受取る給付金について課税上特別の援助措置が講
じられている。

なお、適用は民間勤労者に限定されている。

- (1) 労使の書面による合意
実施のさいは、労働組合（もしくは従業員代表）との書面による合意が必要とされている。
- (2) 財形給付金契約の対象となる契約
 - ① 勤労者を受益者とする信託契約
 - ② 勤労者を被保険者・保険金受取人とする生命保険契約

- ③ 勤労者を被共済者、共済受取人とする生命共済契約
- ④ 勤労者を受益証券取得者とする証券投資信託設定委任契約

(3) 労働大臣の承認

財形給付金契約については、労働大臣（船員の場合は運輸大臣）の承認を得ることが必要である。

(4) 財形給付金契約の要件

① 拠 出

勤労者1人当たり年間10万円以内の拠出金額を毎年一定時期に事業主が全額拠出すること。一たん拠出された拠出金は事業主には返還されない。

② 加入資格

拠出日以前の1年間を通じ財形貯蓄の残高を有していた者

③ 給 付

満期給付金は、最初に事業主の拠出があった日から7年経過ごとに、各勤労者に対してその6カ月前までに拠出された拠出金の元利合計額を一時金として給付される。

中途脱退給付金は、7年経過前でも支払われることがある。この場合、その事由が、死亡、疾病、災害、住宅取得、退職等法令に定められている場合には満期給付金に準じて税法上の特典を受けることができる。

(5) 税法上の特典

① 拠 出 時

拠出金は全額損金又は必要経費扱い、勤労者も給与所得としては課税されない。

② 運 用 時

積立金に対する利子所得課税はされないが、特別法人税が課税される。

③ 給 付 金

満期給付金は一時所得扱い、中途脱退給付金は給与所得扱いとなる。

(6) 中小企業勤労者財産形成助成金

中小企業において財形給付金制度を採用した場合に、雇用促進事業団が、事業主拠出金の

一定割合相当額を事業主に対し助成金として支給するものである。

① 助成金算定の基礎となる事業主拠出金額

毎年、前年1月1日からその年の3月31日までに拠出された事業主拠出金で勤労者1人当たり年間1万円以上5万円までの金額

② 支給期間は7年間

③ 支給額（中小企業の定義省略）

小規模企業は10%、中規模企業は5%

2 位置づけ

勤労者が企業に対して提供した労働の対価として受ける給付の中でもっとも基本的なものは申すまでもなく月例賃金であり、これをいまやその大部分が殆ど定例化されて6月ごとに支給される期末賞与が補完している。もっとも単純なパターンはこれらの所得を個人の才覚によって在職中退職後のあらゆる生計費に配分充当することであるが、複雑な現代経済社会の中でこれを有効に行なうことは必ずしも容易ではなく、企業の援助による福祉制度が程度の差こそあれ殆ど不可欠になっている。

(1) まず順不同になるが、企業内福祉制度を網羅的に挙げてみよう。

退職手当金制度、企業年金制度（適格年金、調整年金を含む）

社内預金制度

いわゆる第一財形、第二財形

利潤分配制度

住宅（融資）制度

共済互助制度（団体保険、各種慶弔被災見舞等を含む）

なお、企業内制度ではないが、勤労者の福祉に欠かせない公的制度として、厚生年金保険、雇用保険、健康保険、労災保険などがあることは周知のとおりである。

(2) まず、福祉制度の根幹は所得制度であり、これは在職中における月例賃金、期末賞与に対して退職時および以後については退職一時金および退職年金がある。即ち、

毎月：月例賃金

毎6月：期末賞与

退職時 : 退職一時金 (退職手当金制度)

退職後 : 退職年金 (企業年金制度)

これを生計費との対応でみれば、前二者が在職中の経常的臨時的費用に対応し、退職年金は当然退職後の経常的生計費に対応している。退職一時金は一部は在職中の債務返済に充てられ、残りは退職後の経常的臨時的費用に充当すべく留保される。これらの中で、第二財形は毎7年ごとに、即ち期末賞与よりは期間が長く、一般には退職一時金よりはより屢々給付されるものとして、ライフサイクルの各段階に大まかに出現する臨時的費用、たとえば、自身および子女の結婚および子女の教育等の費用に対応している。

- (3) 次に貯蓄制度 (住宅および結婚、教育、耐久消費材等ならびに不時の臨時的出費充当が主な目的であろう。)の中でみると、

社内預金制度 (一般、住積)

第一財形 (一般、住積)

が、勤労者の賃金、賞与から天引等によって形成され、これに企業側の利子補給金あるいは元本奨励金が付加されて助成されるのに対し、第二財形は、税法上の有利さを生かすべくこれらの補給金等に肩代わりして設けられる場合または更に企業利益の一定割合を積立てる一種の利潤分配制度として設けられることがある。

- (4) 住宅制度の中でみると、

住宅手当

住積口 (第一) 財形

住宅融資制度

が住宅資金の源資形成および融資の施策であるが、第二財形は、給付金をそれ自体を源資とし、また第一財形への預入により融資枠の拡大を通じてその機能を高めることができる。また、住宅手当を第二財形に移行せしめることも考えられよう。

- (5) 共済互助制度としては、

健康保険組合

団体保険

災害疾病 (見舞) 共済

各種慶弔金制度

などがあるが、明確な機能と制度的裏付けを有している前二者は別として、後二者は第二財形に整理吸収することが考えられる。

C-1

「損害保険はインフレに強い」という見方は俗説であり、正しくない。そのような見方が従来あったのは、損害保険の場合、①保険期間は1年を基本とし、②長年のあいだ火災・海上保険中心で、比例填補を原則とする火災保険では保険金支払の面でインフレの影響を受けることが少なかったこと、③物価上昇の中で保険価額が上昇し、特にインフレが経済の高成長を伴っていた時期においては収入保険料の増収が顕著であったこと、④インフレにより保有資産の含み益（時価評価額と帳簿価額との差）が増大すること等の要因にもとづく錯覚ないし誤解と考えられる。

実際には、損保経営もまたインフレにより次のような悪影響を受けるのであり、これらの要因は従来から存在したものであるが、近年、損害保険の種目別収入保険料構成が変化して自動車保険等のウェイトが高まり、経済の基調も変化したため、急激に顕在化して損保経営上大きな問題となるにいたった。

- ① 保険期間1年以内の契約についても、インフレの進行に伴い保険価額または必要付保額に対する保険金額の比率が低下して保険保護のうえで問題を生ずるが、さらに近年導入された長期保険契約（特に保険期間5年以上で貯蓄性のもの）に関しては保険給付（保険金、満期払戻金）の実質価値が低下し、保険に対する社会的評価の低下につながる。
- ② 自動車の車両・対物賠償保険における修理費、対人賠償保険における医療費はインフレの影響を最も強く反映するため、保険収支の悪化を招くこと。また、賠償保険においてはその時々一般社会の賠償水準を前提として保険料率が定められているため、上記およびその他の要素による賠償水準の上昇に対応して保険料率を修正して行かなければならないが、この修正が常に後追いとなること。
- ③ 自動車対人賠償保険など、1契約年度の支払が数年の長期にわたる保険種目においては、既発生未払損害に対する支払備金要積立額が、インフレのもとで支払が長びけば長びくほど増大し、保険収支悪化の大きな要因となること。
- ④ インフレの影響を端的に受けるのは一般に実損填補の保険であるが、火災保険においても「価額協定保険」など実損填補の要素を導入した商品が拡大しているため、今後はインフレの動向が保険金支払の面により多く反映すると考えられること。
- ⑤ インフレのもとにおいては、物価・賃金水準の全般的な上昇により事業費支出が増大し、収入保険料の伸びがこれを上回らない場合は事業費率が上昇して、この面からも保険収支が悪化すること。

⑥ 財産利用方法につき厳格な規制を受ける損保企業としては、インフレに対して抵抗力のある資産運用を行なうにも限度があり、資産の実質価値の低下を避けられないこと。ましてインフレ利得を積極的に追求する資産運用は許されないこと。

このようなインフレの影響と問題点に対処することは、損保企業としてもきわめて困難であり、具体的な方策はインフレの態様によって異なるが、アクチュアリアルな観点から重要な事項は次の諸点である。

- ① 保険事業の公共性にかんがみ、まず物価上昇に対応した保険金額の引上げに努め、保険保護の完全化を図ることが必要である。
- ② インフレによる損害率の悪化に対しては、損害統計の分析を綿密に行ない、保険料率の検証および改訂に際し各種要素の動向を的確に予測してそれを料率に反映するとともに、その改訂を適時に実現することが保険経営上必須の要件である。
- ③ 事業費率に関しても料率構成上の付加率の適否を検証する一方、付加保険料の許容枠を基準として事業費の抑制と合理化に努めることが必要である。
- ④ 損害統計の分析やトレンドの把握を厳格に行ない、これを基礎として支払備金、特にIBNR備金（既発生未報告損害対応分）の積立に万全を期することが、保険経営の安定を図り健全性を維持するうえで重要である。
- ⑤ 資産運用の面においては、社会公共性と支払能力確保の必要にもとづく一定の制約のなかで可能なかぎり対応に努め、特に長期保険資産については長期における物価上昇の影響の大きさと貯蓄性保険における契約者の利益に配慮した対策を講ずることが重要と思われる。

C-2

損害保険料を算出する場合の基本原則としては、まず純保険料を求め、これに対し一定の割合で付加保険料を賦課することが一般に行なわれている。すなわち、純保険料をP、営業保険料をP'、付加保険料を構成する事業費および営業利益・異常危険対応分を営業保険料に対しそれぞれeおよびgの定率とすれば、現行方式（原則）は次の算式によって示される。

$$P' = P + P'(e + g)$$

$$\text{これを变形すれば、} P' \{ 1 - (e + g) \} = P, \quad P' = \frac{P}{1 - (e + g)}$$

この算式から明らかなように現行方式では原則として純保険料の大小に比例して付加保険料が賦課されることとなる。もっとも、実際には必ずしもすべて一率でなく、たとえば火災保険

地区率の場合、高純率地域については付加率は相対的に低くなっているようであるが、保険金額の大小は付加保険料の大小にそのまま反映する。このことは、合理性と公平性、さらに実用性等の見地から次のように考えられる。

(1) 合理性および公平性から見た問題点

付加保険料の一率賦課方式は、合理性および公平性の見地から次の問題点が指摘され、定額経費要素の導入あるいは高額契約割引制度導入への論拠となっている。

- ① 営業保険料構成要素としての純保険料と付加保険料、営業保険料率構成要素としての純率と付加率は、本来、それぞれ独立の要因によって変化するものであり、相互になんら本質的な関連がない。
- ② 保険契約に関連して発生し、支出される事業費は、必ずしもそのすべてが保険料の大小に比例せず、その中には保険契約1件あたりほぼ定額の経費が含まれている。したがって保険契約に対する経費の合理的な賦課、あるいは保険契約者間における経費の公平な負担の面から見れば、このような経費の実態を料率区分ごとに分析・把握して、一率賦課部分と定額賦課部分にわけ、定額賦課の要素を導入することが必要となる。このことを前述の算式で示せば、事業費 eP' を保険契約1件あたり定額部分 E_f と営業保険料に対し定率部分 veP' にわけるとき、

$$P' = P + E_f + P'(ve + g)$$

これを变形すれば、 $P' = \frac{P + E_f}{1 - (ve + g)}$ 、付加率は $\frac{P' - P}{P'} = (ve + g) + \frac{E_f}{P'}$ となる。このうち、 $\frac{E_f}{P'}$ は営業保険料の小さい契約ほど高く、大きい契約ほど低くなる部分であり、これに基づく保険金額区分別付加率差別、あるいは「高額契約割引」の根拠となるものと言えよう。

(2) 実用性から見た問題点と今後の改善の方向

しかしながら他方において、実用性その他の見地から次のような問題点がある。

- ① 契約1件あたり定額の費用が存在することは概念的によく知られていることであるが、これを具体的に算出することはきわめて困難であり、小額契約と高額契約とでは事務処理に著しい差異があるため、一概に「定額経費」を定めることは必ずしも適切でない。本来、付加保険料面における差別賦課が合理性、公平性の観点から望ましいか否かは、その差別がどれだけ実態に適合しているかにかかっているものであり、そのための検証自体きわめて

大規模な調査を必要とすること、言いかえれば「公平な差別のためのコスト」がきわめて大きいことは、実用性の面から大きな障害となる。

② 保険料の大小等により同一保険種目・物件の契約間に付加率の差を設けることは、料率表の作成・使用をはじめあらゆる事務面を複雑にし、同一種目・物件の予定損害率を多様化するため料率検証をも複雑化する。

③ 元受契約について付加保険料に定額要素を導入しても、超過額再保険または比例再保険の方式によりこれを出再する場合、特に外国再保険の場合においては、長年の国際的慣行として動かしがたい定率の再保険手数料との対応関係に問題を生ずることとなる。

④ 付加保険料賦課方式への定額部分の導入は、小額契約の付加率と営業保険料を引き上げ、高額契約の付加率と営業保険料を引き下げるものであるから、結果として見れば「高額契約者への割引分を小額契約者が負担する」こととなり、相互扶助的な保険の社会性、あるいは保険の普及という観点から保険料政策上の問題ともなる。

⑤ なかでも高額契約への割引については、付加保険料面のみを切り離してその合理性、公平性を論ずることが適切か否かに疑問がある。高額契約は多数の法則が十分に働くほど多数存在せず、しかもその多くは危険の集積を伴っているため、そのような高額契約については、損害率面の不安定性から見ればむしろ純保険料の割増賦課が必要とも言えるのであり、付加保険料面のみを考慮して特にこれを優遇することは必ずしも当を得ない。

したがって、付加保険料の一率賦課が不合理かつ不公平であり、契約ごとの定額部分導入等を考慮すべきことは理論的に明白である反面、実用性を中心とする現実的な視点からは種々の問題点があるため、わが国損害保険事業の現状においては、事業費実態の分析・把握と付加保険料の種目・物件別、要素別体系の明確化といった基礎条件を今後整備するなかで、付加保険料定率賦課方式の部分的修正を検討することが望ましいと考えられる。

C-3

「消費者保護」は通常行政上の概念として用いられているが、消費者利益の確保・増進を図る意味において、それが保険経営の責務であることは言うまでもない。損害保険において、本来消費者保護がいかにあるべきかについては、何よりもまず消費者との対話に努め、その声に謙虚に耳を傾けながらも、個々の要求にいたずらに迎合するのではなく、総体としての消費者の真の利益がどこにあるかを、次の基本的な視点に立って考えることが重要である。

(1) 支払能力の確保

損害保険事業の本質から見て、保険契約上の責任を完全に遂行することは消費者保護の必須の前提となる。このため、いかなる事態に直面しても保険金支払に支障をきたすことのないよう、企業の支払能力の確保、特に責任準備金および支払備金の十分な積立を図ることが最も重要であると言える。したがって、業界内の過当競争、料率のダンピング、不健全経営等により会社の経営内容が悪化し、さらには倒産といった事態を招来することは、消費者保護のうえで重大な問題となろう。

(2) 消費者利益確保・増進のための諸施策

損保経営において、消費者利益確保・増進のための諸施策と留意点には次の各面がある。

① 料率の適正・公平

保険料は保険商品の価格であり、商品とこれに伴うサービスの内容が一定とすれば、消費者（契約者）にとって保険料あるいは保険金額あたり単位の価格である料率はできるかぎり低廉であることが望ましい。しかし、料率はただ安ければよいというものではなく、①商品の内容（担保危険の範囲と担保条件）が十分であること、②保険経営の健全性を阻害しないこと、③一部の圧力の強い契約者または契約者グループに対し安い料率で提供するという不公正が行なわれないことが必要とされる。営業保険料のうち付加保険料部分は経営の効率に関連しているため、経営効率の改善により付加率減減を通じて保険料の低廉化を図ることが消費者利益の増進につながることは言うまでもない。

② 消費者の必要とする商品の提供

損保企業として社会的なニーズに合致し、消費者が真に必要とする商品を体系的に整備し提供することが重要である。商品は、ただニーズがあり売れさえすれば、保険の原理・原則を無視してどのようなものをつくってもよいというものではなく、また多様であるほどよいものでもない。いたずらに少量多品種化することはコスト増要因となるうえ、商品の選択面でもかえって消費者の不利益となることに注意しなければならない。合理的、体系的な商品の整備が必要とされるゆえんである。

③ 消費者の利益に合致する営業活動

保険企業の営業活動は、保険の普及と保険保護の完全化を図ることが基本でなければならない。このため、消費者との接点に立つ募集機関は十分な保険の知識とコンサルタント能力が必要とされ、保険会社の責任においてその育成・指導・増強を行なうことが保険の

正しい普及と消費者の利益につながると言えよう。

④ 損害調査・支払面の適切・親切な運営

損害調査・支払を適切、迅速かつ親切に行なうことは、損保企業として消費者（契約者、被保険者のほか第三者賠償責任保険の被害者を含む）の利益を確保・増進するうえにおいて何よりも重要であり、損保企業のサービス活動の基本的な部分である。消費者からの苦情やトラブルが最も多いのもこの面であるが、保険金の支払も消費者の要求どおりに支払うことが必ずしも消費者共通の利益ではない。力の強い消費者に多く支払うのではなく、保険金支払は適切・公正でなければならず、支払に関する不満・苦情が消費者との理解の不一致に基づく場合も多いことから見て、十分なとくをえて適正な支払を行なうことが必要である。

⑤ 消費者に知らせる努力

コンシューマリズムの諸要求には消費者側にも問題があり、これにおもねるべきでないことはもちろん、保険企業としては消費者にとって何が真の利益となるかを積極的に知らせ、啓蒙しなければならない。そのためには、消費者大衆と接触する募集機関への教育、マスコミ媒体の利用、学校教育（教課内容）への反映など各面を通じて正しい知識の普及浸透を図ることが必要であるが、決して一方的な宣伝でなく、消費者の意見を吸収し、とり入れるべきものを取り入れたらう。円滑なコミュニケーションの中で正しい理解を深めることが基本でなければならないと考えられる。